



2024年2月21日

各位

会社名 Chatwork 株式会社
代表者名 代表取締役兼社長 山本 正喜
上級執行役員 CEO
(コード番号: 4448 東証グロース)
問い合わせ先 取締役兼上級執行役員 CFO 井上 直樹
ir@chatwork.com

取締役に対する株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、監査等委員である取締役以外の取締役（以下「対象取締役」という。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度の内容を改定するとともに、対象取締役のうち社外取締役以外の者（以下「対象社内取締役」という。）を対象として新たに業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入すること、及び、監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度の内容を改定することについて決議し、これらの改定に関する議案を2024年3月27日開催予定の第20期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬制度改定の目的等

(1) 株式報酬制度改定の目的

今回の株式報酬制度の改定は、当社の取締役（対象取締役及び監査等委員の双方を含む。以下同じ。）が当社の取締役等の地位を退任する時まで譲渡制限付株式を保有することにより、当社グループの企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、より長期にわたり株主の皆様との価値共有を実現させること、並びに対象社内取締役の報酬と当社の業績との連動性を高めることを目的として導入するものです。

なお、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度については、その地位及び役割を考慮して、監査等委員及び社外取締役は対象としておりません。

(2) 株式報酬制度改定の条件

改定後の株式報酬制度は、当社の取締役に対して、譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、かかる改定は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2023年3月29日開催の第19期定時株主総会において、対象取締役について、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、監査等委員について、年額50,000千円以内（社外取締役分を含む。）とご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠とは別枠にて、当社の取締役に対して改定後の株式報酬制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、当社は、上記の第19期定時株主総会において、当社の対象取締役に対して譲渡制限付株式報酬として年額120,000千円以内（うち社外取締役は年額20,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）の金銭報酬債権を支給すること（これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年116,000株（うち社外取締役は年23,200株以内））及び、監査等委員に対して譲渡制限付株式報酬として年額20,000千円以内の金銭報酬債権を支給すること（これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年23,200株以内）につきご承認いただいておりますが、本株主総会において株式報酬に関連する各議案が承認可決された場合には、既に付与済みのもの並びに各議案のご承認までにこれらの報酬の付与及びこれらに係る募集株式の発行又は処分について当社取締役会において決議済みのものを除き、当該譲渡制限付株式報酬に関する報酬枠を廃止し、今後、取締役に対する当該譲渡制限付株式報酬に基づく株式の新たな発行又は処分は行わないことといたします。

2. 改定後の株式報酬制度の概要

（1）改定後の株式報酬制度の概要

対象取締役及び監査等委員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度は、当社の取締役等の地位を退任する日までの間譲渡制限を付して当社の普通株式を付与する事前交付型の譲渡制限付株式報酬制度です。

対象社内取締役を対象とする業績連動型譲渡制限付株式報酬制度は、一定期間の業績目標の達成度に応じて当該期間の終了後に当社の普通株式を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた株式報酬制度であり、付与する当社の普通株式には当社の取締役等の地位を退任する日までの間譲渡制限を付します。

（2）譲渡制限付株式の発行又は処分の方法

改定後の株式報酬制度に基づく当社の普通株式の付与は、いずれも、①取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行若しくは処分する方法、又は②取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行若しくは処分する方法のいずれかの方法により行うものとなります。上記②の方法による場合の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社の取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

（3）付与する株式の上限数及び上限金額

事前交付型譲渡制限付株式報酬制度に基づき、譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数は、対象取締役につき年間116,000株以内（うち社外取締役分は

年間23,200株以内)、監査等委員につき年間23,200株以内とし、譲渡制限付株式を付与するための報酬の総額は、対象取締役につき年額120,000千円以内(うち社外取締役分は年額20,000千円以内)、監査等委員につき年額20,000千円以内といたします。

また、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に基づき、各業績評価期間(後述のとおり3事業年度とし、一つの業績評価期間中に他の業績評価期間が重複することはないものとします)に関して、各業績評価期間の上限は実質的には3事業年度分の上限となります。)に関して、対象社内取締役に対して、譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数は812,000株以内とし、譲渡制限付株式を付与するための報酬の総額は2,000,000千円以内といたします。

ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含む。)によって増減した場合には、上記の各上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。

改定後の株式報酬制度に基づき、取締役に対して譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の上限は、当社グループの企業価値の向上及び(監査等委員については)毀損の防止へのコミットメントを高める目的を踏まえ相当な数として決定しております。また、取締役に対して譲渡制限付株式を付与するための報酬の総額の上限は、上記の目的を踏まえて設定していますが、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度においては、後述のとおり当社の時価総額に関する業績指標の達成度に応じて付与される株式数が増減することから、当社の株価が大きく上昇したことにより時価総額が大きく上昇した場合にも、対象社内取締役の貢献に報いる十分な株式報酬を付与できるようにするという観点の下、株価の上昇も考慮した必要かつ相当な金額として決定しております。

(4) 各制度の概要等

【事前交付型譲渡制限付株式報酬制度】

対象取締役及び監査等委員を対象とする事前交付型譲渡制限付株式報酬制度による譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約I」という。)を締結するものといたします。

- ① 取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日(監査等委員については当社の取締役を退任する日)までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 取締役が、当社の取締役会で定める期間(役務提供期間)中、継続して、上記①に定める地位にあったことを条件として、当該株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除すること
- ③ 取締役が法令、社内規則又は本割当契約Iの違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当社は、当該株式を当然に無償で取得すること

【業績連動型譲渡制限付株式報酬制度】

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度は、当社の取締役会において、基準となる株式数、業績評価期間(以下「評価期間」という。)及び評価期間中の業績指標等を定めて、評価期間終了後に業績指標の達成度に応じて算定される数の当社の普通株式を付与するパフォ

ーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬であり、付与される当社の普通株式に一定の譲渡制限を付する制度です。

評価期間は3事業年度の期間とします。初回の評価期間は、2024年12月31日に終了する事業年度から2026年12月31日に終了する事業年度まで（2024年1月1日～2026年12月31日）とし、以後も、直前の評価期間の終了後に次の評価期間を設定することができるものとします。業績指標は、利益を示す指標その他の当社の経営計画等を踏まえた指標から当社の取締役会において設定しますが、時価総額の上昇が当社の企業価値の向上を示す重要な指標の一つであり、かつ株主の皆様との価値共有と強く結びつくものであるとの考えのもと、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に基づく報酬金額及び交付株式数の算定において当社の時価総額に関する係数を乗じる仕組みを組み込むものとします。初回の業績指標には、時価総額のほかに、売上高及びEBITDAに関連する指標を用いる予定です。

なお、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度は評価期間中の業績目標達成度に応じて譲渡制限付株式の付与を受けるものであることから、その導入時点では、各対象社内取締役に対してこれらを交付するか否か及び交付する株式数は確定しておりません。

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度による譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象社内取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅱ」という。）を締結するものとします（ただし、対象社内取締役との間で、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の適用開始時にあらかじめ以下の内容を含む契約を締結することにより、本割当契約Ⅱの締結を省略できるものとします。）。

- ① 対象社内取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象社内取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 対象社内取締役が法令、社内規則又は本割当契約Ⅱの違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当社は、当該株式を当然に無償で取得すること

なお、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度においては、評価期間開始後かつ株式の交付前に①対象社内取締役が当社の取締役等の地位を退任又は退職した場合及び②組織再編等があった場合、並びに③その他当社取締役会が正当な理由があると認める場合には、必要に応じて、当社の普通株式に代えて金銭を支給することがあります。

以 上